

イギリスのナチス犯罪組織成員処罰政策

清水正義

はじめに

〔検察官の任務は〕戦争犯罪をふたつの段階で裁くことだ。第一段階はナチス党、ゲシュタポ、その他の組織が一味となった全般的共同謀議の存在を立証することである。不法な手段で、諸条約に違背して、大量虐殺によってヨーロッパと世界を支配することがこの共同謀議の目的であった。この計画が証明されれば、今度はこの全般的共同謀議の一味となった個人を特定する第二段階に入る^①。

これは第二次世界大戦後のドイツ戦争犯罪人を裁いた国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判）主席検察官ロバート・H・ジャクソンの言葉である。ナチスの暴力犯罪を世界支配の野望という共同謀議の存在から解明し、次いでその共同謀議に参加した個人を特定し処罰するというジャクソンの目論みはしかしこの言葉通りには進まなかった。ニュルンベルク裁判の功罪を検討した研究書『裁かれるジェノサイド』の中でこの言葉を引用したイギリスの研究者ドナルド・ブロックサムもまた「第一段階の目的は曲がりなりにも実現したが、第二段階のそれは雲散霧消した」と付け加えるのを忘れ

てはいない。⁽³⁾

ジャクソンの二段階構想は彼個人の夢想ではない。ナチス党に率いられた犯罪者集団がドイツ国家の名において世界支配の犯罪的計画を策定、開始、遂行したとする共同謀議論は、ヒトラーら主要戦争犯罪人を国際法廷において裁こうとする場合のもっとも重要な法理論的枠組みであった。そして、ひとたび共同謀議をめぐらした犯罪者たちの外延が定まれば、換言すれば、犯罪的計画を策定、開始、遂行した犯罪者集団の範囲が確定すれば、その後はこの犯罪者集団に自発的に加わっていたということ自体が罪として認定されるはずであった。⁽⁴⁾

ところが現実はその通りには進まなかった。ジャクソンの後継者としてアメリカの首席検察官に就任したテルフォード・テイラーは全裁判終結後に陸軍長官にあてた最終報告の中で、犯罪組織とされたナチス党指導部、ゲシュタポ・保安部、親衛隊の成員数十万人が被告席に着くとばかり思われながら実際にはそういうことはなかったこと、国際軍事裁判以後に米占領地区で行われた一七七名にのぼる第三帝国幹部たちに対する裁判(ニユルンベルク継続裁判)において犯罪組織の成員であることだけを訴因とされたものは皆無であったことを記している。⁽⁵⁾

第二段階でのこの戦犯処罰の消極性の背景はいろいろと考えられる。もともとの共同謀議論にひそむ矛盾なり強引さ、米英仏ソ四ヶ国間の意見の相違、とりわけ米英と仏ソとの戦犯処罰にかける重みの違い、進行し始めた冷戦の影響など、さまざまな因子があろう。ここではそのことよりも、共同謀議論をかざして主要戦争犯罪人裁判を断行し、犯罪組織まで認定しておきながら、その成員を裁くことに急激に覚めてしまったアメリカの態度を、渋々ながらアメリカの国際軍事裁判方式に従ったイギリス当局はどのように見、自らはどのように対処しようとしたかに論点を絞りたい。

そもそも二段階構想だけでなく、ニュルンベルク裁判構想それ自体の賛否についても米英間には温度差があった。国際軍事裁判構想をはじめ戦犯処罰政策を積極的に打ち出したのはアメリカであり、特に陸軍長官ヘンリー・スティムソンとその部下たち、またその路線を忠実に履行しようとした新大統領ハリー・S・トルーマン大統領と彼によって任命された首席検察官ジャクソンであった。それに対して、イギリスの対独戦犯処罰政策は常に曖昧であって、司法処罰といった法的手続きを踏むというよりは即決処刑のようなきわめて政治的な決着を図る傾向が強かった。^⑤一九四五年春から夏にかけての連合国間のドイツ戦犯処罰をめぐる議論の中でイギリス政府は最終的に自らの立場をアメリカ側にすり寄せ、国際軍事裁判方式に賛同したが、しかしこれはアメリカとの外交関係を重視するがゆえの選択であって、裁判方式が好ましいと思つて賛同したわけではなかつた。^⑥

イギリス政府のこうした曖昧で消極的な姿勢はニュルンベルク裁判の終結以後も変わることはなかつた。アメリカが国際軍事裁判に続いて、占領地区において準主要戦犯を被告とする一二件のニュルンベルク継続裁判を行い、外交官、医師、産業界、軍の責任を問うたのに対して、イギリスはイタリアやオランダなどで将官クラスの国防軍幹部を裁いた他、アウシュヴィッツ、ベルゲンベルゼン、ナッツヴァイラー各強制収容所員に対する裁判などは行つたものの、全体としては被疑者数も被告数も有罪者数も四占領国中で最低の水準であつた。^⑦こうした消極姿勢の一方で、イギリス政府はニュルンベルク裁判以後に行われるはずであつた犯罪組織成員に対する裁判については、それなりに必要性を認め、対処しようとはしていた。

そこで本稿では、これまであまり触れられる機会がなかつたイギリス占領地区における犯罪組織成員に対する処罰政策についての概要をまとめ、当時のイギリス政府のドイツ戦犯処罰問題についての姿勢を探っていくこととしたい。

第一章 犯罪組織成員に対する処罰

ニュルンベルク裁判と極東裁判(東京裁判)の法律上の根拠となった国際軍事裁判所憲章と極東国際軍事裁判所憲章とは、裁判管轄権の規程においてほぼ同一の内容を持っている。いずれの裁判においても、平和に対する罪、通例の戦争犯罪、人道に対する罪、それらの罪を犯そうとする共同謀議の四種の罪について裁判所が管轄権を有するとされており、国際法上のこうした新しい罪概念を導入して裁こうとした点において両者は共通の法理に基づく裁判であったといえる。

もちろん両裁判には相違点もある。そのひとつ、しかも東京裁判を考えているときにはあまり意識されない相違点だが、ここで扱う犯罪組織の認定という問題である。

ニュルンベルク裁判では主要戦争犯罪人としてヘルマン・ゲーリングら二四名(うち二名は審理中に死亡しないし審理から除外)が被告として訴追されるとともに、ナチス党指導部、ゲシュタポ・保安部(SD)、親衛隊(SS)、突撃隊、参謀本部・国防軍統合司令部、内閣の六組織が犯罪組織として訴追され、判決においてはナチス党指導部、ゲシュタポ・保安部、親衛隊の三組織が犯罪組織と認定された⁸⁾。

戦争犯罪人の個人責任を追及するにとどまらず、犯罪組織をも認定するということが最初に言及されたのは、国際軍事裁判所憲章においてである。まず憲章第九条においては、

「いずれかの集団または組織の成員である個人を裁判する際に、裁判所はその個人が成員である集団または組織が

犯罪組織であると宣告することができる」

と定められており、ついで一〇条において、

「ある集団または組織が裁判所により有罪と宣告された場合、その成員であることを理由に各調印国の権限ある国家機関は諸個人を国内の、軍または占領当局の、裁判に付す権利を有する。いずれの場合においてもその集団または組織の犯罪的性格は証明されたものであり疑問に付されることはない」

と定められていた。⁹⁾

ここに見られるように、ドイツ戦犯を追及するに際して、彼らがそこに属していた集団自体がすでに犯罪的なものであったことを国際軍事法廷は認定することができ、かつ、ひとたび訴追された各集団ないし組織が犯罪組織と認定された場合、こうした犯罪組織に属していた成員は国際軍事裁判に続く各連合諸国の、あるいは占領当局の裁判において、その集団に属していたという事実それ自体によって裁かれる可能性を持ったのである。

さらに、占領下ドイツで米英仏ソ四占領軍政府がドイツ戦争犯罪人を裁く法的根拠として制定した管理理事会法律第一〇号（一九四五年一月二〇日）において、占領当局の裁判管轄権の範囲に含まれる犯罪行為として、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪に加え、「国際軍事裁判において有罪と宣告された犯罪集団または組織の範疇の成員であること」が規定されている。¹⁰⁾ この時点ではまだニュルンベルク裁判判決は出されていない。この法律はニュルンベル

ク裁判で犯罪組織の認定が行われるであろうことを前提に、そのときのために、犯罪組織成員を裁く根拠を各占領当局に与えたのである。

ところがその一方、ニュルンベルク裁判判決においては、犯罪組織の成員であることが有罪の要件とされることにについて次のように限定的な解釈が示されている。すなわち、

「すでに強調したように、組織と集団についてその成員の罪責を宣告する場合にはその宣告は犯罪的目的ないし行為について何の認識も持っていなかったもの、ならびに国家によつて成員にさせられたものは排除するべきであり、組織の成員として憲章第六条に犯罪として宣告されている行為に個人として参加した場合に限られなければならない。たんに成員であったというだけではそうした宣告を受けるに十分ではない」⁽¹¹⁾。

犯罪組織成員であることがすでにして犯罪の証明とされるという国際軍事裁判所憲章や管理理事会法律第一〇号などに示された構想と比べると、現実のニュルンベルク裁判はやや限定的な解釈をとっていることが分かる。しかも、この限定的な解釈は犯罪組織という概念が出されてきた経緯を考えると、やや限定的に過ぎると言わなければならない。なぜなら、犯罪組織概念がなぜ必要とされたかといえ、ナチス犯罪を裁くために政策当局者が「共同謀議罪」を適用することでヒトラー以下ナチス幹部を一網打尽に裁こうとした基本的な意図がそこにあったからである。次のこの点を見てみよう。

第二章 共同謀議論

アメリカ陸軍省で考案され、後に国際軍事裁判においてその起訴要件ともなった共同謀議罪とは本来、ナチス党を中心とする一部の犯罪組織がその犯罪的計画を立案、遂行したことに付いて、その計画の立案、遂行に関わったすべての人物を、彼らが現実の犯罪行為に参画したか否かを問わず一網打尽に犯罪人として処罰するという点にあった。

共同謀議論がアメリカ陸軍省において最初に出された次の文書を見れば、そのことは明瞭に示されている。

一九四四年秋にアメリカ陸軍省において、後のニルンベルク裁判に結びつく重要な政策提案がなされている。その骨格を形成した陸軍中佐マレー・バーネイズの覚書「欧州戦争犯罪人裁判」によれば、共同謀議概念がそもそも必要とされた理由は次のようなものであった。^⑫

バーネイズはまず、これまでイギリス政府内部で検討されてきた即決処刑方式に異を唱える。「その犯罪群の禁止的性格は余りにも明白であり、「罪の証明は単なる形式に過ぎない」とはいえ、しかし即決処刑によつては「そこまで著名でない数千もの共犯者をどう処罰するかという問題を解決できない」し、「連合国がまさにそのために武器を取つたその原理を踏みにじることにな」る。「ひとつひとつの枢軸国戦争犯罪の背景には、ナチスの教義と政策についての基本的に犯罪的な挑発的煽動が横たわつて」おり、「この煽動の犯罪的性格をこそ確証しなくてはなら」ず、またこうしてこそナチス犯罪の性格に光を投げかけることになる。というのはナチス犯罪の性格とは「特別な犯罪行為の遂行に依存することなく、そのような行為を犯すことのみを目的として設立された組織の成員に自発的になつたという事実だけから不可避免的に生じるものである」からである。

そこでバーネイズは、即決処刑に代わり国際法廷においてナチス犯罪を裁くことを提唱する。すなわち「適切に構成された国際法廷においてナチス政府並びに突撃隊(SA)、親衛隊(SS)及びゲシュタポを含む党と国家の代理人は、戦争法規に違背して殺人、テロリズム、及び平和的住民の破壊を犯した共同謀議について裁かれる」と。ここで、「ナチス政府、突撃隊、親衛隊及びゲシュタポを含む党と国家の代理人」とバーネイズが指摘しているのは示唆的である。なぜなら、後のニュルンベルク裁判において犯罪団体として認定されたのは、実にこの「ナチス党幹部、親衛隊及びゲシュタポ」といった団体であったからである。さらに、国際裁判によつてナチス政府とその代理人が有罪と宣告されたうへは、「爾後、上記政府及び諸組織のすべての成員は連合国それぞれの国内法廷において逮捕、審判、処罰を受ける。成員であることが証明されればそれだけで上記共同謀議への参加が有罪とされ、個人は法廷の量刑により処罰される。他の犯罪行為を犯したと証明されれば、個人はその地の法に従つて追加的処罰を受けなければならない」とされるのである。

バーネイズの構想はきわめて明瞭で単純なものであった。ナチス犯罪はその教義と政策そのものが犯罪的性格を帯びており、この犯罪的性格の故にそれに従つて行われた一連の諸施策、侵略戦争の準備・開始・遂行、侵略戦争にいたる過程において、またその戦争の最中において犯された非人道的な迫害行為などについて、ひとつの共同謀議の実現として裁くというものであり、ひとたびそれが証明されるならば、その後、この種のナチス犯罪の刻印を帯びた諸組織に属していたということそれ自体が犯罪の証明になるとするのである。

ここに明らかなように、バーネイズ案において犯罪組織の認定とは共同謀議罪の概念と切つても切れない関係にあり、ヒトラーら主要戦争犯罪人はもとより、そこまでの上層部ではないがしかしナチス体制、強制収容所体制を維持す

るために不可欠であった中間的行政管理体制を担った中級幹部を裁くためには共同謀議論とその具体的なあり方である犯罪組織の認定、認定後の犯罪組織成員に対する処罰とは一体のものであったのである。

ところがその一方、アメリカ陸軍省内部の検討状況を見ると、犯罪組織の認定が国際軍事裁判所において行われるものであることは間違いのないとしても、その組織の成員に対する裁判がどのような手段で、誰によって行われるかは必ずしも明確ではなかった。また、共同謀議論がアメリカ一国を超えてイギリス、ソ連、フランスなどとの協議の場で採用されつつあった時点でも、犯罪団体成員をどのように裁くかについて明瞭な一致点は出されておらず、裁判方法について具体的にはドイツを占領した連合国四ヶ国に任せられるようになったのである。

もしもニュルンベルク裁判で有罪とされた犯罪諸組織の成員をすべて裁くとすれば優に数百万人に及ぶドイツ人が容疑者として関わることになったと思われるが、しかし、先のニュルンベルク裁判判決に示されるように、個人が裁かれる場合には彼が成員であったという事実に加えて、その集団の犯罪的目的や犯罪的行為を知っていたかどうかを検証されなければならない¹³⁾。さらにその場合、個人が組織の犯罪的性格を認知していたことの挙証責任が原告、被告のいづれにあるべきかも改めて問題になる。

よく知られているように、アメリカ占領当局はニュルンベルク国際軍事裁判に続いて、同じニュルンベルクの地で（ニュルンベルクはアメリカ占領地区内にあった）一二件の準主要幹部に対する裁判（いわゆるニュルンベルク継続裁判）を行っていた。これらは、先にも紹介した管理理事会法律第一〇号に基づく占領当局による裁判であるが、管理理事会法律は四占領諸国すべてに共通する規範である以上、アメリカ占領地区での継続裁判に対応する裁判が他の地域において行われたとしても不思議ではない。ところが、アメリカ占領地区での裁判に匹敵するいわば「準主要戦争犯罪人裁判」

は、他地区においては結局行われなかった。

イギリスはそもそもニュルンベルク国際軍事裁判のような大規模な裁判に反対であったし、また占領期においてもナチス裁判には消極的であつて、例えば、アメリカ占領地区で行われた継続裁判のひとつ、クルップ裁判と呼ばれるドイツ重工業界の対ナチス協力を裁く裁判についても、被告アルフレート・クルップをはじめとするクルップ社関係の人物がイギリス占領地区に拘束されていたものを自ら裁判するのではなく、アメリカ占領地区に引き渡している。イギリスは多数にのぼるナチス幹部を裁くという責任を何とか免れようとしていた。¹⁴⁾

しかしそれでも、イギリス当局は国際軍事裁判の経過とともに、イギリス占領地区において犯罪組織成員に対する裁判をどうするか具体的な政策決定に迫られたことは事実である。以下、犯罪組織成員に対する処罰問題についてイギリス当局がどのように反応し、政策化したのかについて検討していこう。

第三章 第二国際裁判の開廷をめぐる

ニュルンベルク裁判判決で有罪と認定された犯罪組織成員に対して裁判を行うかどうかについて、イギリス当局は当初から消極的な受け止め方をしていた。

一九四五年一〇月二一日、大法官府のジョージ・ゴールドストリームは法務長官ハートレイ・ショークロスに手紙を送っているが、その中で彼はニュルンベルク裁判後にさらに二種類の裁判が予定されていることに触れている。ひとつはニュルンベルクで裁かれた主要戦争犯罪人に次ぐ地位のいわば準主要戦争犯罪人に対する裁判、もうひとつは犯罪組

織と認定された団体の成員に対する裁判の二種である。このうち前者の準主要戦争犯罪人裁判は開かれるものかどうかまったく五里霧中の段階にあるが、仮にやるとしてもそれを担う法曹関係者が人的に枯渇していると指摘しており、また後者の犯罪組織成員裁判はこれまた開かれるかどうかまだ定かではないが、仮に開かれるとすれば「多数の親衛隊員を裁かなければならず、一般のドイツ人が寒い冬を飢えて生活しているのにナチス最悪分子に暖かい部屋と十分な食事・衣服を提供しなければならない」とのある將軍の言葉を紹介しながら、その裁判の不必要さを訴えている¹⁵。それに対するショックロスの返書が残っているが、それを見るとショックロス自身もゴールドストリームに賛意を示し、法曹の人的問題とともに全体的に問題を考え直さなければならぬとしている¹⁶。要するに大法官府も法務長官も第二国際裁判や犯罪組織成員裁判について決して積極的な姿勢を取っていないことが読み取れる。

ニュルンベルク裁判終結後、第二の国際裁判を行うかどうかについては、次のようなやや複雑な経過があった。

もともと国際軍事裁判所憲章は「第一裁判はニュルンベルクで行われ、それに続く諸裁判の場所は裁判所の決定によるものとする」(二二条)と定めており、国際軍事裁判がニュルンベルク裁判だけで終結しない場合も想定していた。ニュルンベルク裁判の際にナチス協力の廉で訴追されたドイツ重工業界の大立者グスタフ・クルップが病気を理由に審理から除外され、その代わりにグスタフの息子アルフレート・クルップを被告に加えることが米仏ソ三ヶ国から提起されてはいたが(英検察官は反対した)、最終的には裁判所によって否定されたことから、アルフレートを被告とする産業界に対する第二裁判を開設することを検討する機運が米英仏ソ四ヶ国の中に生まれてはいた。一九四六年四月四日の主席検察官会議において、仏ソの検察官は第二裁判の実現に積極的な意欲を見せており、イギリス検察官ショックロスも「やるなら準備は始める必要がある」と必ずしも否定的な姿勢は見せていない。ただ、アメリカのジャクソンだけは

現在の裁判が終結するまでは第二裁判について明確な態度は控えると慎重姿勢を示していた。^⑮

結局この問題はニュルンベルク裁判の終結まで結論が先送りされたわけであるが、イギリス当局が第二裁判についてまったく否定的ではなかったこと、むしろその可能性を具体的に考えていたことは、この時期に大法官のウィリアム・ジョウィットがニュルンベルク裁判のイギリス判事代理を務めていたノーマン・パーケットに対して第二裁判の裁判官になるつもりがあるかどうかを照会している事実からも分かる。^⑯しかしこの第二裁判案は結局は廃案になる。ニュルンベルク裁判の主先鋒であった主席検察官ロバート・ジャクソンその人が第二裁判の開廷には消極的であって、この姿勢はアメリカ国務省、陸軍省ともに共通しており、一九四六年九月には、ジャクソンから国務省に対して、第二裁判に反対するアメリカ政府の公式方針を各国に伝えるようにとの要請がなされている。^⑰外務省のオルム・サージェントから大法官宛の手紙によれば、パリで外相ベヴィンがアメリカ国務長官バーンズと会い、その際にバーンズからこれ以上の国際裁判には反対する意向が伝えられている。^⑱

ジャクソンが第二裁判に消極的な理由は、彼自身の言葉によれば「四ヶ国の、四言語を使つての国際裁判は手続きに手間取り、費用もかさむ」からである。^⑲この言葉の裏にはニュルンベルク裁判中にしばしば起きたソ連など他の検察団との摩擦はもうこりごりだとの思いもあるのだろう。四ヶ国合同の国際裁判ではなくアメリカ占領地区内で単独の裁判をした方が効率的だという考えにジャクソンが傾いたとしても不思議ではない。実際、アメリカはこの後に継続裁判の形で単独裁判に乗り出す。

アメリカの継続裁判実施と軌を一にしてイギリス法務当局を悩ませた問題は、ナチスに協力した産業家に対してアメリカ占領当局が準備していた裁判(継続裁判のうちの産業家裁判)のためにイギリス占領当局の拘束下にある当該産業

家の引き渡しを請求していた問題である。

アメリカが引き渡し請求をしている産業者とはアルフレート・クルップらナチスに協力したドイツ軍需産業クルップ社の首脳部であり、アメリカはニュルンベルク国際軍事裁判に続くいわゆる継続裁判のなかでクルップ社幹部に対する裁判を計画していた。こうしたアメリカの要請に対してイギリスの立場は複雑であった。アメリカの第二裁判に対する立場は了解するが、しかし産業者を引き渡すことは産業界に対する裁判の意思がイギリス当局にないという批判を招きかねないから、法務長官ショークロスとしては「クルップを引き渡すことには断固反対である」との立場を出さざるを得なかった⁽²³⁾。法務長官は自分の見解を外相ベヴィンにも送っている。もし第二裁判が行われないのなら、すみやかに産業者その他の幹部に対する占領地区裁判を開く必要があるからこそクルップなどの引き渡しを求めているのだ、イギリスでも独自の裁判を開くべきだ、と⁽²⁴⁾。

しかしイギリス政府の多数意見は法務長官とは異なっていた。大法官、法務次長、それに外務省幹部などが産業者裁判をめぐって開いた会合がニュルンベルク国際軍事裁判が終結して三週間ほど経った一九四六年一〇月末に開かれている。ここでは、国際軍事裁判所による裁判はこれ以上は行われないうこと、大法官も外相も産業者裁判はアメリカに任せの方が「相対的には」よいと考えていること、その旨を法務次長から法務長官に知らせることが決められている⁽²⁵⁾。「相対的」とは何か。法務次長がこの問題について詳細な報告を残しているが、彼の解説によるとこうなる。もしニュルンベルク国際軍事裁判に次ぐ第二裁判が開催されるならばクルップらはその被告になりうる、しかしイギリスはもう国際裁判はしたくない、ならばクルップらをイギリス自身が裁くか、それともアメリカがやろうとしている継続裁判に委ねるかということになる。イギリス占領地区内で裁判をやらなければ国内からもロシアからも批判を受けることはあり得

るから裁判をするならば早めにやらなければならない。しかし大法官はアメリカ引き渡しに傾いており、外務省として地区内の裁判でも引き渡してもどちらでも構わないとの立場である、と。²⁶⁾

当時のイギリス当局の立場を整理すれば、だいたいこうなるのではなからうか。まずイギリスは国際裁判をこれ以上やりたくない。この点でアメリカ側が同一歩調であったことはイギリスには幸いであった。ただしソ連とフランスがどう考えるか。クルップらドイツ産業界幹部の身柄をイギリス占領当局が確保しており、そうであるならば彼らをどう処遇するか、イギリスは態度を鮮明にする必要がある。そうしなければ国内からも、またソ仏両国からも批判を招きかねない。イギリス占領地区で裁判をするかどうか。それにともなう負担等も考慮しなければならず、もしアメリカが占領裁判をするのであればそれに協力することはやぶさかではない。法務長官がイギリス占領地区内裁判を主張し、大法官がアメリカ移送に賛成し、外相がどちらでも構わないという三者三様の立場を示したことは、この問題がイギリスにとって「相対的な」重要性しか持たなかったこと、本質的な一致点は第二裁判の回避という一点だけであったことを示しているのではないか。

いずれにせよ、このようにして第二裁判問題をイギリスは回避した。国際軍事裁判を主導したアメリカ自身が第二国際裁判を開く意思をもたなかったことは決定的であったが、いずれにせよニュルンベルクで被告席についた主要戦争犯罪人に準ずる地位の幹部を国際裁判の形式で裁くことはなくなった。しかし、準主要戦犯とまではいかない犯罪組織成員をどう裁くかという問題は依然として残っている。しかもニュルンベルク裁判で犯罪組織が認定され、それに対する成員裁判が開かれなければならない論理的要請があったとは言うものの、その裁判のあり方について四ヶ国が一致した方針を持っていたわけではなかった。イギリスはどうするのか。

第四章 犯罪組織成員の処罰方針をめぐって

ニュルンベルク裁判判決はナチス党指導部、ゲシュタポ・保安部、親衛隊の三団体を犯罪組織と認定した。イギリス占領地区内でもおそらくは数万から場合によっては数十万人に及ぶであろうこの三団体成員の容疑者をどうするのか。イギリス占領地区でこの問題の審議が具体的に開始されたのは一九四七年以降のことである。

この年六月にドイツ戦後復興を検討する海外復興委員会の会合が開かれており、戦争犯罪人の処置について大法官が覚書を提出している。この段階で戦争犯罪人という場合、戦時捕虜となりそのまま抑留されていた戦犯容疑者と、文民ではあるが犯罪組織の成員として拘留されている容疑者の二類型があつた。このうち前者に関する管轄は陸軍省であり、具体的には陸軍法務総監が戦争犯罪法廷での訴追の任に当たっていた。この通常の意味での戦犯容疑者についてはできるだけ早期に戦犯裁判を終結させることが望まれ、またそれ以外に方針はないのだが、後者の犯罪組織成員については占領軍政府法務局の管轄であり、そこでどのような方針があり得るかはこの時点でまだ未知数であつた。

この問題について大法官は覚書の中で大要次のような見通しを示している。

管理委員会の法務部門がこの作業を担うことになるが、現在、文民抑留所に拘留されている抑留者は男子二万五五九名、女子三〇一名で、このうち一万九五〇名が犯罪組織の成員と考えられる。この抑留者たちをいかに処理するか。犯罪組織成員がそのことだけで有罪とされるなら、裁判は単純にすむ。しかしニュルンベルク裁判判決は、犯罪組織成員が罪を問われるのはその成員が団体の犯罪性を自ら認識している場合に限るとしていた。また、一九四六年二月一八日のイギリス軍政府法務局指令では、容疑者である犯罪組織成員個々人がその団体の犯罪性を認

識していることを検察側が証明しなければならぬとした。この結果、法務局は容疑者自身の「認識」を証明しなければならぬ困難な立場に置かれたのである。慎重審理の結果無罪とされるものが続出するか、または予定通り一年間で終了させるために大多数が釈放されるか、大法官としては悲観的な見通しを持たざるを得なかった。²⁷⁾

しかしそれにしても、犯罪組織成員に対する何らかの処罰は行われなければならない。どのように対処するか。イギリス当局が「オールド・レイス作戦 (Operation 'Old Lace)」と呼んだこの犯罪組織成員に対する処罰方針とは、イギリス占領地区内のドイツ審決裁判所 (Spruchgericht) にこれら容疑者を委ねることであった。憲章でうたわれ、管理理事会法律第一〇号でも保障され、ニュルンベルク裁判判決にも取り上げられた犯罪組織成員に対する処断はイギリス占領当局自身の手からドイツ側に任されたのである。

イギリス占領軍政府法務局長 N・L・マカスキーは六月初旬にこの問題についてドイツ人検察団を前に報告をしている。それによれば、犯罪組織成員が罪の認識を持っていたかどうかは犯罪的行為の実施命令を受けたということだけによるものではない。それ以外にも、①その成員が一定の地位にあり、憲章六条の犯罪を遂行する指令を公式非公式に知りうる立場にいた、②他の成員から犯罪目的を耳にすることができるといふような部署に勤めていたことが証明される、③短時間であっても強制収容所近辺で勤務していた、といった場合には容疑者の犯罪性認識は証明されたものとみなされる、としている。²⁸⁾ ドイツ司法機関に委ねたとはいえ、「罪の認識」が障害となって犯罪組織成員裁判が形のうえだけで終わってしまうことをイギリス側は懸念していたのだが、しかしこの懸念は結果的には杞憂に終わる。

「オールド・レイス作戦」は一九四九年に終了する。イギリス政府が当初懸念していたことは多く懸念にとどまった。作戦終了を間近に控え軍政府法務局長マカスキーは誇らしげに報告書をまとめている。報告書は作戦の全容を簡潔に記

したものであり、少し長くなるが煩を厭わず内容を紹介する。⁽²⁸⁾

報告によれば、作戦は法務局によるドイツ当局への委嘱によって行われ、一九四六年一月三十一日発布の軍政府指令六九号によりドイツ側に第一審を設け、専門判事一名、専門外補佐二人二名を置き、さらに控訴審には専門判事二名を置いた。当初は裁判施設、裁判所員の不足に悩まされたが、第一審として一〇〇ヶ所の裁判所と一五〇名の検察官、その他の裁判所員として二七六五名の人員が必要とされた。最初の審理は一九四七年六月二十五日に始まり、暫時進められていった。そのなかで当初懸念されていた犯罪性の認識問題については次第に払拭されていった。

審理はほぼ週五〇〇名の割合で進められた。抑留者の多くは地位の低いものであったので懲役期間がすでに拘留期間で満ちているものも多く、そうした場合は検察官の判断で仮釈放する場合もあった。一九四七年のクリスマスまでに三五〇〇名の親衛隊員が釈放され、後、他団体についても同等の措置により一九四八年三月までに三〇〇〇名が釈放された。また、犯罪組織成員で自動的に逮捕されるものとは別に、それらの団体の成員であるが自動的に逮捕されるほどのものでない低い地位のもので、しかしにもかかわらず裁判にかけられるものについては犯罪性の認識の証明がきわめて難しく、一九四八年五月三十一日、親衛隊員たちのうち強制収容所に勤務していたものを除き、すべてについて恩赦を与えた。

なお、ニュルンベルク裁判判決時に抑留されていたもののみを裁判にかけるのは不当であるとのドイツ司法当局の意見を容れて、ドイツ裁判所の管轄は一九四八年八月二日以降は拘留されているかどうかにかかわらずすべての人物に及ぶことになった。その結果、一九四八年一月三十一日までにそれまで拘留されていなかった二〇六名について調査が開始された。

一九四八年一月三十一日までの「オールド・レイス作戦」の現況は、次の通りである。

a 捜査対象者 二万七一二五名

裁判から除外 四五四四名

証拠不十分のため裁判が中断されたもの 一七六八名

起訴されたもの 二万〇七三六名

裁判にかけられたもの 二万〇六六〇名

b 裁判にかけられたもののうち判決は一万九六二三名に下され、七五％は有罪判決を、二五％は無罪判決を受けた。

c 一九四八年一月三十一日現在、七七名に対して予備的捜査が行われており、第一審は七六名について審理中である。

d 一九四八年一月三十一日現在、六五八名が控訴中、三七九名が控訴後の再審理を待っている。六つの裁判所のうち二ヶ所でこうした特別ケースを扱うが、一九四九年四月までには終了する予定であり、以上から第一審は事実上終了している。

これらの作業にあたったスタッフとして、ピーク時の一九四七年一月三十一日時点で九六名の判事、一四八名の検事、一六二二名の保佐人、八七五名の官吏、運転手、その他のものが裁判所に雇用されていた。

以上の状況報告をした後、マカスキーは結論として、困難にもかかわらず二万名を超える容疑者について正当な裁きをすることに成功した、と高らかに宣言している。「これらの裁判はニュルンベルク裁判判決をドイツ法の一部にし、この裁判の上に法の支配を打ち立てるものとなった」と。

マカスキーの報告を読んだ大法官は外相ベヴィンにこう送っている。一九四七年五月、自分がドイツを訪問したとき、この作戦はもつと紛糾すると思っていた。虐殺に直接関与したというより、自分の属する組織によって虐殺が行われていたと認識していたという理由によるものであり、証明が難しいものだった。今回の作戦は私の法律経験のなかでももつとも注目すべき成果であり、ドイツ人判事の知識と統一にもつと信頼を置いていいことを示している、と。²⁹⁾

大法官はまたドイツ人中央法務局長であったキーセルバッハ宛に懇切な謝意を送っている。「驚くほど短期間でこの困難な任務が完了いたしました。私どもの貴国に対する信頼が正当なものであったことが証明されたわけであります、と。³⁰⁾

イギリス側はよほど嬉しかったのであろう。普段にない率直の喜びようで「オールド・レイス作戦」の成功を言祝ぐ有様が見られる。マカスキーは大法官宛に手紙を送り、次のように述べている。

『「オールド・レイス作戦」のみならず、また被害者がドイツ人ないし無国籍者である場合の人道に対する罪裁判において彼ら（ドイツ人）が果たしたことは、彼らがヒトラー体制下にあつて疑いなくその害毒に冒されていたナチの影響力を自らの手で自らを浄化したのだということに私は本当に感銘を受けております、と。³¹⁾

おわりに

イギリス側の当事者がこれほど喜ぶほどにドイツ人のなかにナチス追放の実を挙げることでできていたのかどうか、ましてや、ナチス的なものを追放するうえで連合国側が行った司法的手続きの方式についてドイツ人がそれほど無批判に受け入れるものであったのか否かについては、マカスキー報告はかなり割り引いて考えなければなるまい。

そもそも戦後の占領期におけるドイツ戦犯裁判の種類としては、第一に主要戦争犯罪人を裁く国際軍事裁判(ニュルンベルク裁判)、第二に通例の戦争犯罪を裁くために容疑者が犯行地に送還され、その地の司法当局によって、または占領軍政府の軍法会議等によって行われる戦犯裁判、第三に管理理事会法律第一〇号に基づいて米英仏ソ四占領当局およびドイツ司法当局によって行われる戦犯裁判の三種が区分できた。本稿で問題にしたイギリス地区における犯罪組織成員裁判はイギリス占領当局がドイツ司法当局に問題を委ねたのであるから、その意味では第三の範疇に属するものと言える。

イギリスが裁判をドイツ側に委ねたのは、もちろんドイツ人自身の浄化を心から望んだ結果ではない。第二裁判に消極的な姿勢を示し、戦犯裁判は主としてイギリス人兵士に対する戦争犯罪行為に限定し、ナチス犯罪についてはなるべく自らの手を汚さずに他者に任せるというイギリスの態度は、そもそも国際軍事裁判そのものに対しても消極的な姿勢を見せていたイギリスの独特なリーガリズム(あるいはむしろリーガリズムに対するシニシズムというべきかも知れない)のなせる技である。

イギリスのこうした消極性の原因のひとつをブロックサムは共産主義の脅威に置いている。「共産主義の脅威の方が

ドイツ・ナシヨナリズムの再来よりは重要になる。ドイツの旧指導層に対する裁判はイギリスの国益には反するものと判断される」と。⁽³³⁾ ブロックサムの分析的を外れていると言うのではない。ただし「共産主義の脅威」が迫るずっと前からイギリスはドイツ人戦犯裁判に一貫して慎重な立場を取っていたことを忘れてはならないだろう。戦犯裁判とは戦時重罪行為に対する軍事法廷による処断であり、そうした伝統的な意味での裁判をはなれた、国際軍事裁判のような「政治的な」裁判を行うことにイギリスは一貫して消極的であって、従って、第二国際裁判はもとより、本来、共同謀議論と一体として成立する犯罪組織成員に対する裁判についても、イギリスは決して触手を伸ばさずつもりはなかったのである。

注

- (1) Donald Bloxham, *Genocide on Trial. War Crimes Trials and the Formation of Holocaust History and Memory* (Oxford, 2001), p.19.
- (2) *Ibid.*, p.19, fn.13.
- (3) 共同謀議論の意義について、とくに侵略戦争の計画に共同謀議を限定するところえ方に対する批判について、拙稿「共同謀議論はなぜ必要とされたか」『季刊戦争責任研究』三五号（二〇〇二年春季号）を参照された。
- (4) Telford Taylor, *Final Report to the Secretary of the Army on the Nuremberg War Crimes Trials under Control Council Law No.10* (Buffalo, 1997, original ed., Washington D.C., 1949), p.159.
- (5) ミュルンベルク裁判の成立史については Arich I. Kochavi, *Prelude to Nuremberg. Allied War Crimes Policy and the Question of Punishment* (Chapel Hill and London, 1998) が最も詳細かつ実証的である。
- (6) コハヴィは、一九四五年春の段階で、軍事的外交的な優位性を背景にしたアメリカ側の説得がロンドンに屈服させた状況を描いている。 Cf.: Kochavi, *Prelude to Nuremberg*, pp.213-217.
- (7) Adalbert Rückerl, *NS-Verbrechen vor Gericht. Versuch einer Vergangenheitsbewältigung* (Heidelberg, 1984), pp.95-100.

- (8) 国際軍事裁判所憲章‘起訴状’判決はミハルンベック裁判速記録‘Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof. Nürnberg 14. November 1945-1. Oktober 1946, 42 Bde. (Nürnberg, 1947)’の巻1巻である。また、ミハルンベック裁判研究著トーマス・ベリスによる簡便な資料集‘Michael R. Marrus, *The Nuremberg War Crimes Trial 1945-46. A Documentary History* (Boston, New York, 1997)’占領期ドキュメントに關する資料集‘*Documents on Germany under Occupation 1945-1954*. Selected and edited by Beate Rühm von Oppen (London/New York/Toronto, 1955)’及び同憲章の他、ミハルンベック戦犯追及問題に關する貴重な資料が掲載されている。さらに歴史教育用教材のミハルンベック裁判集‘Mitchell Bard, *The Nuremberg Trial* (San Diego, 2002)’及び同様の資料がより便利である。
- (9) *Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher*, p.12f., Marrus, *The Nuremberg War Crimes Trial*, p.51, *Documents on Germany under Occupation*, p.54, Bard, *The Nuremberg Trial*, p.44.
- (10) *Documents on Germany under Occupation*, p.98.
- (11) *Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher*, p.288.
- (12) 以下に紹介するミハルンベックの構想に關するBradley F. Smith, *Reaching Judgement at Nuremberg. The Untold Story of How the Nazi War Criminals Were Judged* (New York, 1977), pp.26-28; *idem*, *The Road to Nuremberg* (New York, 1981), pp.50-52, に紹介がある。なお、ミハルンベックの構想に關する著者自身も原文書から翻訳紹介したことがある(拙稿「アメリカにおける共同謀議論の成立 資料紹介と解説」『東京女子短期大学紀要』第222輯(2000年))。
- (13) Robert K. Woelzel, *The Nuremberg Trials in International Law* (London, New York, 1962), p.221.
- (14) Bloxham, *Genocide on Trial*, p.33.
- (15) George Goldstream to Attorney General, 21 October 1945, in: *LCO 2/2984, 3201/20 Part 15*.
- (16) Hartley Shawcross to George Goldstream, 26 October 1945, in: *LCO 2/2984, 3201/20 Part 15*.
- (17) *Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher*, p.16, *Documents on Germany under Occupation*, p.57, Bard, *The Nuremberg Trial*, p.47, 49, Marrus, *The Nuremberg War Crimes Trial*, 225f. の茶垣氏通譯やドイツ語。
- (18) Taylor, *Final Report*, p.24.
- (19) William Jowitt to Norman Birket, 10 July 1946, in: *LCO 2/2988, 3201/20 Part 28*.
- (20) Bloxham, *Genocide on Trial*, p.31f.
- (21) Orm Sargent to William Jowitt, 23 October 1946, in: *LCO 2/2988, 3201/20 Part 28*.
- (22) Taylor, *Final Report*, p.26.

- (23) Hartley Shawcross to Garner, 3 October 1946, in: *LCO 2/2988, 3201/20 Part 28*.
- (24) Hartley Shawcross to Ernest Bevin, 15 October 1946, in: *LCO 2/2988, 3201/20 Part 28*.
- (25) "War Criminals. The German Industrialists and Bankers", in: *LCO 2/2988, 3201/20 Part 28*.
- (26) "Solicitor General", in: *LCO 2/2988, 3201/20 Part 28*.
- (27) "Overseas Restriction Committee", 11 June 1947, in: *LCO 2/2990, 3201/20 Part 35B*.
- (28) "Trial of Members of Criminal Organisations. Address of Chief of Legal Division to Public Prosecutors of Spruchgerichte", 7 June 1947, in: *LCO 2/2990, 3201/20 Part 35B*.
- (29) ぶほーろんそきー 戦時罪人の処分をめぐっての報告と意見。"N.L.Macaskie, Final Report for the Military Governor on the Trials of Members of Criminal Organisations in the British Zone: Operation "Old Lace", 18 January 1949", in: *LCO 2/2991, 3201/20 Part 35*.
- (30) William Jowitt to Ernest Bevin, 14 February 1948, in: *LCO 2/2991, 3201/20 Part 35*.
- (31) William Jowitt to Kiesselbach, 31 March 1948, in: *LCO 2/2991, 3201/20 Part 35*.
- (32) N.L.Macaskie to William Jowitt, 28 March 1948, in: *LCO 2/2991, 3201/20 Part 35*.
- (33) Bloxham, *Genocide on Trial*, p.25.

(本学法学部教授)